

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

1.測量業務共通仕様書

旧	新																			
【追加】	<p>第109条 管理技術者</p> <p>6. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>7. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">根 拠</th> <th style="text-align: center;">所有者</th> <th style="text-align: center;">作成者</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される																
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

2.地質・土質調査共通仕様書

旧	新																							
<p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第108条 管理技術者</p> <p>6. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>7. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" data-bbox="1032 807 1904 1114"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内 容</th> <th>根 拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																			
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																			
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される																			
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																			
<p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第118条 成果品の提出</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>																							

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

3.流量観測作業共通仕様書

旧	新																			
【追加】	<p>第8条 管理技術者</p> <p>5. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>6. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">根 拠</th> <th style="text-align: center;">所有者</th> <th style="text-align: center;">作成者</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届ける義務があり、それに対し決定額が通知される																
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

4.設計業務等共通仕様書(第1編共通編)

旧	新																			
<p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第1107条 管理技術者</p> <p>8. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>9. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" data-bbox="936 735 1711 1007"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>根 拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																
<p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>4. 受注者は、照査技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、照査技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な照査技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>5. 照査技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は前条第9項の一覧表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p>																			

測量、調査作業及び業務委託等必携 新旧対照表

6.工事監督支援業務共通仕様書

旧	新																							
<p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第1005条 管理技術者</p> <p>8. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>9. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は下表によることとする。なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" data-bbox="920 655 1845 983"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内容</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考																			
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																			
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																			
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																			
<p>第1006条 担当技術者の資格</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p>	<p>第1006条 担当技術者</p> <p>3. 受注者は、担当技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(1)発注者は、担当技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な担当技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。</p> <p>(2)なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>4. 担当技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係(以下、「直接雇用等」という。)を確認する書類は前条第9項の一覧表によることとする。</p> <p>なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類(原本)の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p>																							